

「(仮称) 第 1 期宇都宮市障がい児福祉計画」の策定について

1 計画策定の趣旨

- 本市では、障がい児を含む障がい福祉全般に係る「第 4 次宇都宮市障がい者福祉プラン」(平成 26 年 3 月策定)を計画的に推進してきたが、平成 28 年の児童福祉法の改正に伴い、国は、児童発達支援や医療的ケアなどの障がい児支援の拡充等を図るため、児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などのサービス提供体制を計画的に確保できるよう、都道府県及び市町村における障害児福祉計画の策定を義務付けた。
- このため、障がいのあるすべての人が住み慣れた地域で安心した生活を送るため、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を提供できるよう、新たに策定を進めている「(仮称) 第 5 次宇都宮市障がい者福祉プラン」・「(仮称) 第 5 期宇都宮市障がい福祉サービス計画」と一体的に「(仮称) 第 1 期宇都宮市障がい児福祉計画」を策定するもの。

2 計画の位置付け等

「(仮称) 第 5 次宇都宮市障がい者福祉プラン」

- ・ 障害者基本法第 11 条第 3 項に定める市町村障害者計画

「(仮称) 第 5 期宇都宮市障がい福祉サービス計画」

- ・ 障害者総合支援法第 88 条に定める市町村障害福祉計画
- ・ 第 5 次プランに掲げる障がい福祉サービス等の実施計画

「(仮称) 第 1 期宇都宮市障がい児福祉計画」

- ・ 児童福祉法第 33 条の 19 に定める市町村障害児福祉計画
- ・ 第 5 次プランに掲げる障がい児サービス等の実施計画

3 計画期間

「(仮称) 第 5 次宇都宮市障がい者福祉プラン」

平成 30 年度～平成 35 年度 (6 年間)

「(仮称) 第 5 期宇都宮市障がい福祉サービス計画」・「(仮称) 第 1 期宇都宮市障がい児福祉計画」

平成 30 年度～平成 32 年度 (3 年間)

4 主なスケジュール

平成 29 年	8 月～	社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会 (3 回予定)
		第 1 回 宇都宮市子ども・子育て会議 (計画策定の趣旨等について)
	11 月	第 2 回 宇都宮市子ども・子育て会議 (計画の骨子案について)
	12 月	パブリックコメントの実施
平成 30 年	3 月	計画策定・公表

※「2 計画の位置付け等」 イメージ図

